

(件名)

給与改定等交渉結果

(要旨)

人事委員会の勧告に基づく職員の給与改定等について、11月18日(火)に職員組合と最終の副知事交渉を行い、下記の内容で合意した。

本年の給与改定に係る主な事項については県議会12月定例会、旅費制度の見直し等については2月定例会に係る関係条例の改正条例案を提出する。

記

1 本年の給与改定

人事委員会の勧告どおり実施する。

- (1) 給料表 : 若年層に重点を置いて引上げ 平均3.01%
- (2) 初任給調整手当 : 医師等に係る支給限度額を引上げ
- (3) 宿日直手当 : 勤務1回に係る支給限度額を300円引上げ
- (4) 特勤勤務手当に準ずる手当 : 新規採用職員を支給対象とする
- (5) 期末・勤勉手当 : 年間0.05月分引上げ (年間4.60月→4.65月)
- (6) 地域手当 : 県内一律4.15%→5.0%
- (7) 給料に乗じる特例率 : 1.43%→0.62%
- (8) 駐車場料金等に係る通勤手当
 - ・ 上限額の引上げ (月額3,000円→月額5,000円)
 - ・ 手当額を駐車料金相当額の2分の1とする措置を廃止
- (9) 月例給与水準が地域別最低賃金を下回る場合に差額を補填する手当を新設

<適用時期>

- (1)～(4) : 令和7年4月1日、(5) : 令和7年12月1日、
- (6)～(9) : 令和8年4月1日

2 旅費制度の見直し

国の制度改正を踏まえ、実費支給を原則とする全体的な見直しを行う。

区分	主な内容 (対象)
実勢価格との乖離解消	・ 定額支給→実費支給 (宿泊料、移転料等) ※宿泊料は地域ごとに定める額を上限とする実費支給
旅行実態に即した規定の整備	・ 距離要件の廃止 (特急、急行料金) ・ 支給対象の拡大 (有料道路代、LCC手数料等) ・ 諸経費の整理 (旅行諸費等の廃止、宿泊手当の新設)

<適用時期> 令和8年度中の別に定める日